1. **空き家の活用は空き家情報の提供から**

本市では、移住や店舗開業を希望する方に活用可能な空き家を紹介し、移住定住に繋げておりますが、紹介可能な空き家の絶対数が不足しています。そこで、空き家情報を収集し、活用とあわせた移住定住の促進を図るため、空き家情報を提供した地区に対して協力金を交付する制度（空き家情報提供協力金制度）を新設しました。空き家情報提供へのご協力をお願いいたします。

**空き家情報提供協力金制度の概要**

区長や町内会長が、地域における活用可能な空き家やその所有者に関する情報を本市に提供し、その空き家が売買・賃貸の契約や本市による活用に至った場合は、情報を提供した地区に対して協力金を交付する。

協力金額：３０，０００円／件

**①地区（区長または町内会長）より活用可能な空き家の情報を提供**

※空き家の住所、所有者の方のご連絡先をお知らせください。

**活用可能な**

**空き家の情報提供**

**売買・賃貸**

**契約成立**

**協力金交付**

**３０,０００円**

**②空き家が移住や店舗開業を希望する方とマッチングし、売買または賃貸の契約が成立**

**③空き家情報を提供した地区に対し、協力金を交付**



空き家・空き地データベース

https://akiyadb.wajimanavi.jp/

1. **空き家の適切な管理を続けるために**

|  |
| --- |
| **◇建物が劣化**〇傾斜・屋根・ガラス・玄関・外壁の損傷**◇周辺に悪影響**　〇屋根瓦や外壁等の落下　〇不審者による放火等のおそれ〇害獣侵入や樹木雑草の繁茂**◇所有者・管理者へ及ぼす負担（事故のおそれ）**　　〇維持管理費の増大・管理の手間　　〇劣化進行で建物の活用が難しくなる　　〇空き家が原因による事故の損害賠償等 |

****

空き家の放置は非常に危険！！

**こうならないために⇒**

**適切な空き家管理のポイント**

●日常的な管理実施

　・定期的な見回り・火災保険確認

・緊急時対応でご近所と連携

●今後の管理方針を決めておく

　・ご家族で協議し今後の管理方針や誰に引き継ぐのか決めておく

1. **すまいにおける補助金制度について**

「新築」「空家の購入改修」「耐震改修」「耐震建替」を行う場合、経費の一部が補助されますのでご利用ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 補助対象事業 | 補助率 | 限度額 | 併用可能 |
| 居住誘導 | 新築建設※市が定める区域内（居住誘導区域）での新築住宅に限る※市内事業者の施工に限る。 | － | 100万円 | － |
| 空家 | 移住者購入 | 移住者住宅確保支援（空家購入）※市外からの移住者個人による初めての空家購入が対象。※移住者用住宅とする改修実施にあわせた購入が対象。 | 2/3 | 100万円 | － |
| 移住者改修 | 移住者住宅確保支援（空家改修）※市外からの移住者個人による初めて取得した空家を移住者用住宅とする改修が対象。※市内事業者の施工に限る。 | 2/3 | 100万円 | 移住者購入診　断②耐震改修安全対策 |
| 改修 | 中古住宅改修※空き家データベースに登録された物件を取得する個人に限る。※居住に要するための改修工事が対象。※昭和56.5.31以前に建築されたものは耐震改修必須※同一物件に対し1回限り。※市内事業者の施工に限る。 | 1/2 | 100万円 | 診　断②耐震改修安全対策 |
| 木造住宅耐震 | ○診断・改修とも昭和56.5.31以前に工事着手された木造住宅に限る。 |
| 診断 | ①耐震診断・耐震設計のみの場合 | 3/4 | 9万円 | － |
| ②耐震診断・耐震設計のあと耐震改修実施の場合 | － | 20万円 | － |
| 耐震改修 | 上部構造評点が1.0未満の住宅に、地震に対する安全性の向上を目的として実施する住宅の改修工事費※構造評点が1.0以上となることが条件。 | － | 150万円 | 空家改修診　断②安全対策 |
| 安全対策工事 | 屋根・外壁の飛散又は落下を防止するための工事費※耐震改修との同時実施が条件。※屋根または外壁の飛散・落下防止対策が対象。 | － | 50万円 | － |
| 耐震除却 | 上部構造評点が1.0未満の住宅のすべてを解体、撤去及び処分する工事費※居住誘導地区内に住宅を建築する者に限る | － | 50万円 | 診　断①居住誘導 |
| 耐震建替 | 上部構造評点が1.0未満の住宅の除却を行い、当該建築物と同一敷地に住宅を建築する工事費※建築士が設計及び監理を行い省エネ基準に適合することが条件 | － | 150万円 | 診　断① |

事業のため一時的なお金を用意する負担を緩和させる「代理受領制度」もあります

※下水道のことその他詳細についてはまちづくり推進課へご相談ください。

■お問い合わせ先■

輪島市建設部まちづくり推進課

Tel 0768-23-1156

 　　Mail machi@city.wajima.lg.jp